

2023年4月入学者向け 日本学生支援機構奨学金の申請について

入学後の申請手続き等について、以下のとおり実施します。奨学金の内容については、入学ガイドブック52～53ページをご参照ください。

【参考】*伊都キャンパスマップ https://www.kyushu-u.ac.jp/f/43710/IT0_1_jp.pdf



【新規申込希望者】

◆案内配布：2023年4月5日（水）～

配布場所：学務部キャリア・奨学支援課奨学金係（センター1号館2階）等
*伊都キャンパスマップ59番

◆奨学金の申請書類の提出期間：2023年4月10日（月）～4月18日（火）

提出書類等について、ご参考まで昨年度のものを参照できます。

<http://gakumubu.jimu.kyushu-u.ac.jp/scholarship/jasso/shinsei.htm>



【予約採用決定者】 高校在学中に申請し「令和5年度 給付・貸与奨学生採用候補者」に決定した者

◆「奨学生採用候補者決定通知」の提出：2023年4月5日（水）～4月6日（木）

提出場所：4月5日（午前中予定）総合体育館 *伊都キャンパスマップ68番
4月6日 2403, 2404（センター2号館4階）*伊都キャンパスマップ60番

※詳細な時間は後日ホームページでお知らせします。

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/scholarship/jasso/>



※4月7日～24日（窓口業務時間内）も奨学金係で受け付けますが、支給開始は5月（4、5月分）となります。

事前に準備する書類

1. 奨学生採用候補者決定通知 【進学先提出用】

裏面の該当する事項を記入し、学生証を受け取った後に学籍番号を記入のうえ提出してください。

2.（貸与奨学金の該当者のみ）「奨学生採用候補者決定通知」の「入学時特別増額貸与奨学金」欄に『日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込：必要』と記載されている場合は、以下の2点も提出してください。（「貸与奨学金採用候補者のしおり」の16・18ページを参照）

- ・ 入学時特別増額貸与奨学金に係る申告書
- ・ 融資できない旨を記載した日本政策金融公庫発行の通知文のコピー

3.（給付奨学金のみ）大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免の対象者の認定に関する申請書【授業料等減免申請書】

申請書の様式を以下からダウンロードし、記入の上、1の「奨学生採用候補者決定通知」とあわせて提出してください。

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/education/fees/exempt03>



4.（給付奨学金で自宅外通学者のみ）自宅外通学であることの証明書類（裏面参照）

「給付奨学金採用候補者のしおり」の10ページを参照

(予約採用決定者のうち給付奨学金で自宅外通学者のみ) 自宅外通学であることの証明書類

自宅外通学は、2023年4月時点で生計維持者と別居しており、かつ本人の居住に伴う家賃が発生していることが基本条件です。

給付奨学金の自宅外月額を希望するものは、**進学届の提出後、給付様式35に必ず「採用候補者決定通知登録番号」と「進学届入力日」、その他の必要事項を記入のうえ、以下いずれかの自宅外通学証明書等とともに4月19日(水)までに奨学金係へ提出してください。**

自宅外通学証明書等

1、九州大学の寮の場合・・・学務部学生支援課厚生係で、寮費記載の「在寮証明書」の発行を依頼する。

2、民間の賃貸・または学生会館の場合

- ① 奨学生名義で賃貸借契約を行っている場合、賃貸借契約書の全ページのコピー。
特に、契約日、入居日、契約期間等いつから家賃が発生しているか明記されているもの。
※「重要事項説明書」ではありません。
- ② 奨学生以外の名義で賃貸借契約を行っている場合。
 - ・ 入居者欄に奨学生本人氏名が書いてある場合は、入居者欄に奨学生本人氏名が記載された賃貸借契約書の全ページのコピー。
 - ・ 入居者欄がなく契約書に奨学生本人氏名が書いていない場合、または入居者欄に奨学生氏名以外が書いており、記載同居者欄に奨学生本人氏名が書いてある場合は、賃貸借契約書全ページのコピーと居住証明書(不動産会社等が作成)等の両方が必要。なお、居住証明書には、居住者、入居開始月、家賃、証明書の発行者、発行日が明記されている必要がある。

3、親戚の家に間借りして、家主である親戚に家賃を支払っている場合

- ① 次の項目が明記された賃貸借契約書(様式自由)
 - ・ 家賃を支払っている物件の住所
 - ・ 奨学生氏名
 - ・ 入居日、入居期間
 - ・ 月々の家賃の金額
 - ・ 家主と本人の署名・印鑑
 - ・ 契約日

4、ルームシェアなど家主と奨学生との間で契約を結べない事情のある場合

- ① 自宅外通学を開始する月に支払っている家賃の領収証を提出する。領収書には次の項目が明記されている必要がある。
 - ・ 家賃を領収したこと(金額を明記)
 - ・ 奨学生氏名
 - ・ 何月分の家賃の領収書なのか(自宅外通学開始月の家賃であること)
 - ・ 家主の名前、印鑑
 - ・ 発行した日付

注意

- ・ 予約採用自宅外通学の学生は、**初回の奨学金は自宅通学の支給額**となります。自宅外通学の証明書類を提出後、日本学生支援機構が自宅外通学を認めてから、自宅外通学を始めた月までさかのぼり、自宅外通学の支給額となります。
- ・ 4月から自宅外通学の場合は、契約期間に2023年4月が含まれていることが必要です。契約日が5月以降のものは、4月は自宅通学の支給額、5月から自宅外通学の支給額となります。

※予定に変更等ある場合は、九州大学のホームページ(<https://www.kyushu-u.ac.jp/>)の「NEWS」で随時お知らせします。

問合せ：九州大学学務部キャリア・奨学支援課奨学金係 TEL：092-802-5894・5931～5934